

(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル評価要領

1 評価の位置付け

本要領は、(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、「(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「本実施要領」という。）などの関係書類を基本としたうえで、提案書の内容やヒアリングによる評価点の算出方法及び受託候補者の選定方法を示すものである。

2 評価方法及び受託候補者等の選定

(1) 第1次審査及び第2次審査の二段階方式により、受託候補者等を選定する。

(2) 第1次審査は、参加表明書等の提出書類を基に行う客観評価と、技術提案書の書類審査を行い、(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審議を経て、第2次審査への参加を要請する5者程度を選定する。

(3) 第2次審査は、第1次審査で選定された参加者の技術提案書等について、公開によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を行い、第1次審査の客観評価と第2次審査の技術提案書の最終評価を基に、非公開による審査委員会を経て、受託候補者及び次点候補者を選定する。

(4) 各評価の配点は以下のとおりとする。

項目	評価配点	備考
第1次審査	100点	① 客観評価
	300点	技術提案書の書類審査
第1次審査配点合計	400点	
第2次審査	300点	② 技術提案書のプレゼン等後の最終評価
評価配点合計	400点	① + ② ※小数点第一位四捨五入

(5) 第2次審査において、評価点の最高点が全く同じ者が2者以上となった場合は、各委員が意見交換を行った後、採点を再度行います。その結果、再度、最高評価点と同じとなった場合は、委員の過半数をもって受託候補者を決定します。

3 客観評価

第1次審査の客観評価の項目及び配点基準の詳細は、以下のとおりとする。

【合計 100 点】

分類	評価項目	評価基準	配点
①会社概要の評価	ア 同種・類似業務の実績	新築・改築・増築の同種・類似業務の件数	15
	イ 技術者の有資格者数	所属一級建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士・建築設備士・建築積算資格者・その他技術者人数の合計数	5
	ウ 地元企業の参加	地元設計事務所の参加の有無	5
②配置予定技術者の評価	ア 同種・類似業務の実績 (実績の件数、携わった立場により評価)	管理技術者の実績	7.5
		建築（総合）担当主任技術者の実績	7.5
		構造担当主任技術者の実績	7.5
		電気設備担当主任技術者の実績	7.5
		機械設備担当主任技術者の実績	7.5
		積算担当主任技術者の実績	7.5
	イ 専門分野の技術者の資格 (各担当分野において、資格の内容を評価)	管理技術者の資格	5
		建築（総合）担当主任技術者の資格	5
		構造担当主任技術者の資格	5
		電気設備担当主任技術者の資格	5
		機械設備担当主任技術者の資格	5
		積算担当主任技術者の資格	5
合計			100

①会社概要の評価（様式 2-1～2 及び様式 3）【25 点】

ア 参加者による同種・類似業務の実績（最大 15 点）

新築または改築の同種・類似業務の実績（本実施要領 8（1）ア⑧）の件数について評価を行う。実績件数に応じた配点にて評価する。

実績業務	評価基準	配点
新築又は改築の同種・類似業務	同種業務の実績が 1 件につき	3
	類似業務の実績が 1 件につき	1

イ 技術者の有資格者数（最大 5 点）

所属一級建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士・建築設備士・建築積算資格者、電気及び機械設備担当にあっては技術士（以下「一級建築士等」という。）と二級建築士、1 級建築施工管理技士、1 級電気工事施工管理技士、1 級管工事施工管理技士等の当該分野における技術者資格（以下「その他技術者」という。）の人数の技術者換算値で評価する。設計

共同体（以下「設計 J V」という。）としての参加は、代表構成員を含む構成員それぞれの有資格者数を合計して評価する。

技術者換算値＝技術者数×技術者係数

技術者係数：一級建築士等＝1.0 その他技術者＝0.5

一級建築士等とその他技術者のそれぞれの技術者換算値の合計により評価する。

技術者換算値計	評価点
25 以上	5
20 以上 25 未満	4
15 以上 20 未満	3
10 以上 15 未満	2
10 未満	1

ウ 地元企業の参加（5 点）

令和 4 年度の米沢市競争入札参加者名簿に登録があり、山形県内に本社所在地を置く建築事務所が単体企業又は設計 JV として参加している場合は 5 点を加算する。ただし、現在、登録をしていない場合には、参加表明書の提出期限の令和 4 年 5 月 12 日（木）までに、本業務に係る参加資格審査申請書等必要書類を提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。

②配置予定技術者の評価（様式 5-1～6） 【75 点】

ア 配置技術者の同種・類似業務の実績

（最大合計点数：物件数 5 件×最大評価点 1.5 点×6 名分＝45 点）

新築又は改築の同種・類似業務の実績について評価を行う。実績 5 件までを 1 件当たり基本 1.5 点として、「区分係数」「担当係数」を乗じた合計点数にて評価する。

区分係数

実績業務	区分係数
同種業務	1.0
類似業務	0.5

管理技術者の担当係数

過去の実績での立場	担当係数
管理技術者	1.0
主任技術者	0.8
担 当 者	0.5

主任技術者の担当係数

過去の実績での立場	担当係数
-----------	------

管理技術者	1.0
主任技術者	
担 当 者	0.5

※「担当係数」について

管理技術者は「管理技術者の担当係数」の表を、建築（総合）・構造・電気設備・機械設備・積算担当主任技術者は「主任技術者の担当係数」の表を用いる。

イ 専門分野の技術者の資格（最大 30 点 ※5 点×6 人分）

配置する技術者の有する資格について、下表の資格評価表により評価する。

担当業務分野	評価する技術者	評価点	加算点
管理技術者	一級建築士（必須）	3.5	—
	上記の資格の評価点に加算できる資格（いずれか一つ）		
	技術士※ 3		1.5
	建築コスト管理士		1.5
	CASBEE 建築評価員		1.0
建築（総合）	一級建築士（必須）	3.5	—
	上記の資格の評価点に加算できる資格（いずれか一つ）		
	技術士※ 3		1.5
	建築コスト管理士		1.5
	CASBEE 建築評価員		1.0
構造 ※ 1	構造設計一級建築士	3.5	—
	一級建築士	3.0	
	上記の資格の評価点に加算できる資格（いずれか一つ）		
	技術士※ 4		1.5
	CASBEE 建築評価員		1.0
電気設備 ※ 1	設備設計一級建築士	3.5	—
	一級建築士又は建築設備士	3.0	
	上記の資格の評価点に加算できる資格（いずれか一つ）		
	技術士※ 5、1 種電気主任技術者		1.5
	1 級電気工事施工管理技士又は CASBEE 建築評価員		1.0
機械設備 ※ 1	設備設計一級建築士	3.5	—
	一級建築士又は建築設備士	3.0	
	上記の資格の評価点に加算できる資格（いずれか一つ）		
	技術士※ 6		1.5
	1 級管工事施工管理技士又は CASBEE 建築評価員		1.0
積算	建築コスト管理士	3.5	—

※ 2	建築積算士	3.0	
	上記の資格の評価点に加算できる資格（いずれか一つ）		
	技術士		1.5
	CASBEE 建築評価員		1.0

※ 1 構造・電気設備・機械設備の評価点については、構造（設備）設計一級建築士又は一級建築士のいずれか一つとする。

※ 2 積算の評価点については、建築コスト管理士又は建築積算士のいずれか一つとする。

※ 3 ※ 4、※ 5、※ 6とする。

※ 4 構造の技術士は、建設部門とする。

※ 5 電気の技術士は、電気電子部門とする。

※ 6 機械の技術士は、機械部門又は衛生工学部門（空気調和、建築環境）のいずれかとする。

4 技術提案書の評価

技術提案書については、次の項目について評価する。（様式 8-1～2） 【合計 300 点】

(A) 特定テーマ技術提案書（最大 230 点）

特定テーマ技術提案書の評価については、提案された内容が、具体的に適切なものであり、特定テーマ毎に関連する基本方針に配慮した提案がなされているか、提案の的確性、独創性、実現性について評価する。評価項目、評価の着眼点及び配点は、以下のとおりとする。

＜特定テーマ技術提案書＞

評価項目	評価の着眼点	配点
① 特定テーマに対する技術提案	【テーマ 1：安心・安全な学校施設と快適な学習環境の確保について】 - 生徒が安心して学ぶことができるよう安全性や耐久性等を確保すると共に、快適な学習や生活が行えるよう採光、通風、換気、防音及び断熱性等の考え方。 - ユニバーサルデザインを採用したバリアフリー化への配慮や動線計画等についての考え方	60
	【テーマ 2：周辺環境と利便性等に配慮した建築計画について】 - 施設の計画に対し、敷地上の制約や建築条件が厳しいことから、建築基準法第 5 5 条第 3 項第二号による許可取得を前提に、校舎棟を第一種低層住居専用地域内に配置することが考えられる。そのため、計画では配置計画や意匠性を始め、断面計画など周辺環境に十分配慮した計画の考え方 - 施設配置の外、グラウンド、給食搬入車輛及び駐車場等についても利便性の高い有効な配置や動線計画とする外、避難施設としての防災機能を含めた計画の考え方	50

	【テーマ３：環境負荷の低減と将来に渡る建物維持管理費用の縮減対策について】 ・寒冷地やＢＣＰ対応を見据えた、有効性の高い創エネルギー及び省エネルギー手法による温室効果ガス排出削減などの環境負荷低減と建物維持管理費用を含めたライフサイクルコストの縮減対策の考え方	40
	【テーマ４：地域の特性に配慮した計画について】 ・統合による新しい学校として、歴史、文化及び風土を反映した“米沢市らしさ”を取り入れた設計の考え方 ・特別豪雪地域についての雪害対策（雪庇対策、駐車場の雪押場確保等）についての考え方 ・地産木材の積極的な利用の推進や木育を図るための考え方	40
	【テーマ５：設計者からの提案について】 ・既存施設を利用しながらの工事となるため、工事中の生徒等の安全を確保するための提案 ・多様な学習内容や学習形態に対応できる施設の提案 ・これまでの設計業務の実績や設計者としての経験を踏まえ、計画建物に対する独自提案や他社との優位性等の提案	40

※評価基準：的確性（与条件との整合性、理解度）

独創性（工学的な知見による新たな視点や工夫による効果等）

実現性（理論的な裏付けに基づく説得力等）

(B) 業務の実施方針等（最大 70 点）

業務の実施方針、建設コスト縮減についても評価する。

評価項目、評価基準及び配点は、以下のとおりとする。

<業務の実施方針等>

評価項目	評価の着眼点	配点
②取組方針・実施体制	・業務の取組方針・実施体制についての的確性について評価する。 ・本業務の背景、目的に理解度があり、本市の特性や地域性などを踏まえた妥当な実施方針になっているか評価する。	30
③建設コスト縮減	・設計コンセプトを実現する上で、イニシャルコストを圧縮するための提案について、妥当性、実現性を評価する。	40

(C) 採点

書類審査及びプレゼン等の終了時に、各委員が以下の評価水準に基づき評価を行う。評価項目ごとに、配点に対して評価係数を乗じて算出する。

評価項目	評価水準	評価係数
特定テーマ 技術提案書（テーマ1～5）の 提案に対する評価	A:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が極めて優れている	1.0
	B:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が優れている	0.8
	C:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が十分である	0.6
	D:具体的な提案の的確性・独創性・実現性がやや十分である	0.4
	E:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が不十分である	0.2
実施方針 建設コスト縮減	A：極めて優れている	1.0
	B：優れている	0.8
	C：適切である	0.6
	D：やや劣っている	0.4
	E：劣っている	0.2